

発電源証明 (GoO) の活用

※GoO: Guarantee of Origin

2013年10月1日

発電源証明(GoO)とは

背景: 電力小売自由化にともない、多様な電力商品が登場する。しかしながら、電気は識別が出来ないため、消費者への説明と実態が乖離することを防ぎ、消費者の知る権利と選択する権利を保護する必要がある。こうした電力に関する正確な情報公開と証明の必要性からEUでは発電源証明(Guarantee of Origin: GoO)の制度化が2001年のEU自然エネルギー指令(Directive 2001/77/EC)をもとに進められた。

- EU内でも国により、GoOを規定する制度枠組みや連携する制度が異なる。送電管理組織が認証や費用負担を行うことが多い。
- GoOは情報媒体であり、基本的に金銭的な価値は持たない。
- 最低限GoOが証明しなければならないものは、1. 再生可能エネルギー源 2. 発電期間 3. 発電場所や容量 4. 補助金や支援の程度 5. 設備の稼働開始時期 6. 発行日、発行国、IDナンバー

スウェーデンのGoO

国のRPSと連結した義務達成手段と、EUの市場に取引する民間発行のGoOがある。

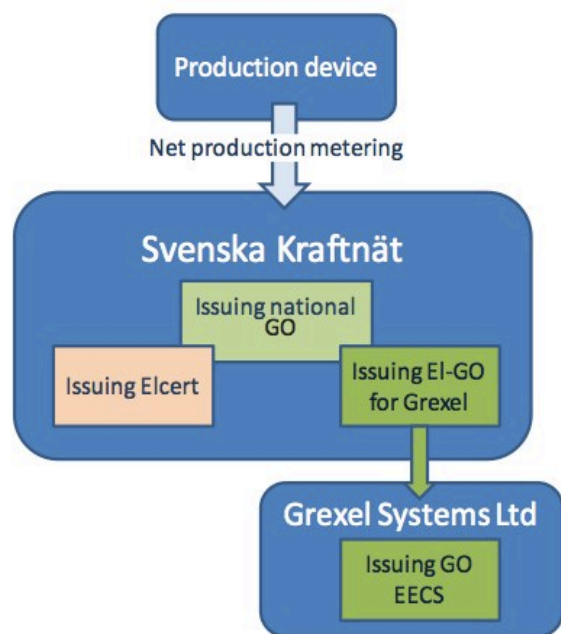


Figure 3.10. Outline of the Swedish guarantee of origin system.⁹⁰

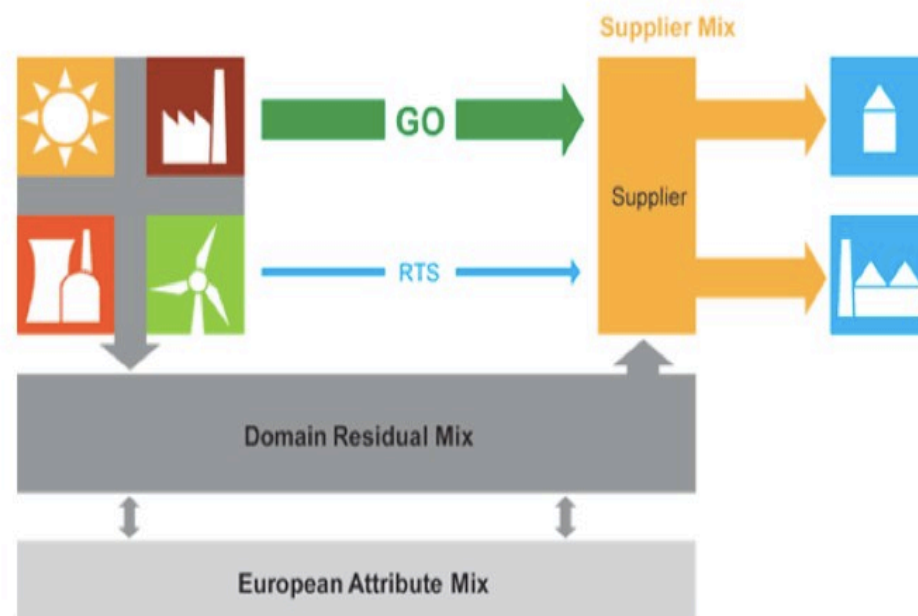


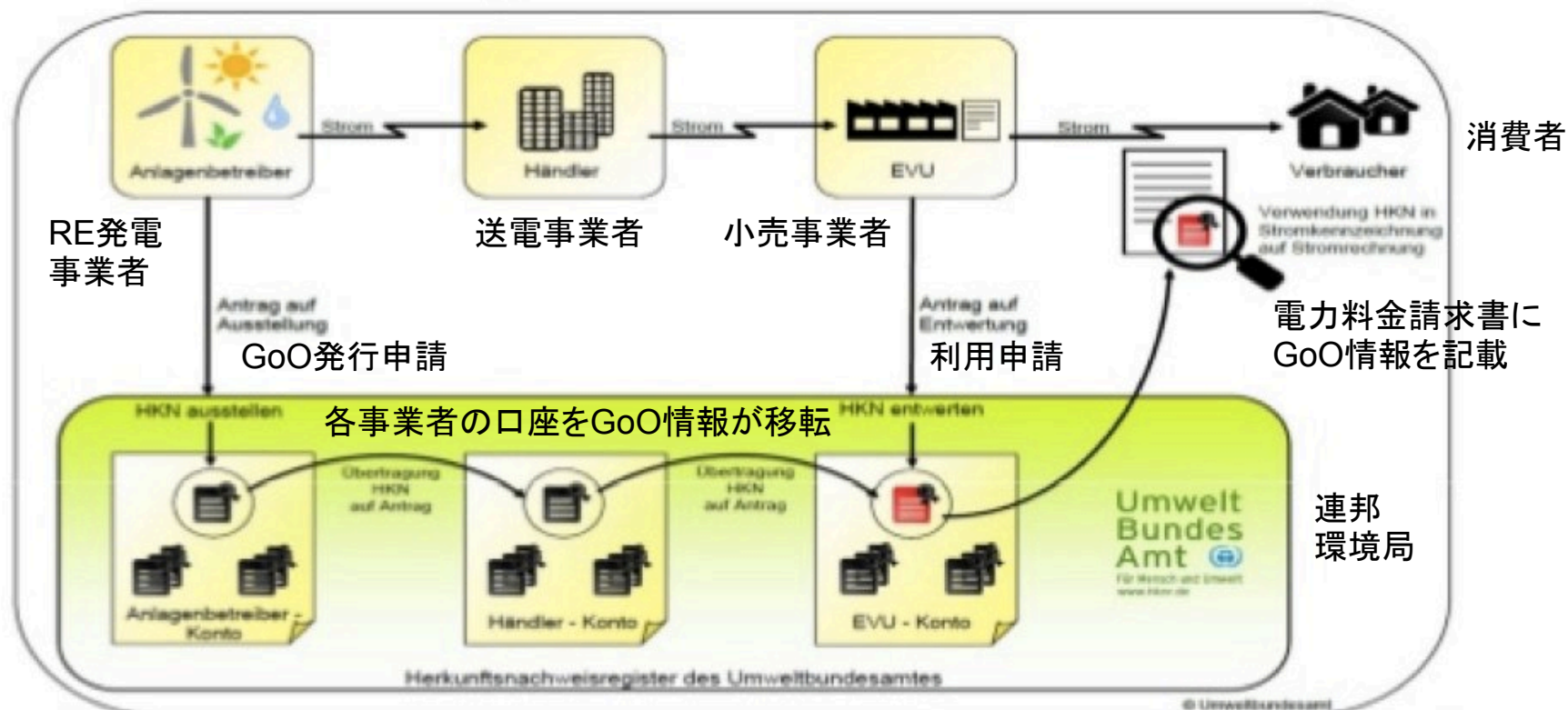
Figure 2.1 Illustration of the principles for disclosure of the origin of electricity.²³

- スウェーデンでは2つの平行したシステムが存在し、国が発行するGoOをRPS制度であるElcertシステムと海外などとの取引を行うGraxelシステムに載せていく。
- GoOの発行は発電事業者が申請し、系統管理者Svenska Kraftnatが発行する。

Source: Guarantees of origin and eco-labeling of electricity in the Nordic countries, Gaia Consulting Oy

ドイツのGoO

FITのもとで、GoOは出生証明書としての役割で消費者への情報提供の役割



- 連邦環境局(UBA)がGoOを管轄し、起源登録(HKNR)で口座管理、請求書に電カラベルを記載
- ドイツのGoOは自然エネルギー由来の電気の割合や質を示すエネルギーラベルのための証明
- 自然エネ発電事業者が自主的にGoOかFITかプレミアムかを選ぶ
- エネルギー小売事業者が顧客に示したところで、キャンセルされ、ダブルカウンティングを防ぐ

日本でのスキーム実現への検討事項

スキーム構築にかかわる課題と、技術的な課題に対し、詳細に検討していく。

- 誰が発行者／管理者となるか？
 - ✓ 国の省庁やグリーンエネルギー認証機構か自治体や温暖化防止センター？

- 対象事業者にとってのメリットは何か？
 - ✓ 情報提供義務のみでインセンティブはなしか

- どのような情報を証明するか？
 - ✓ 電源情報・・・種類、発電機関、容量、設置場所、設置者
 - ✓ 他制度との整理・・・FITやGECの利用、補助金の有無
 - ✓ 管理情報・・・発行者、GoO発行日、管理番号

- 制度化における課題
 - ✓ どういった法律・条例・規則で制度化するか？
 - ✓ 東京都のC&T制度との連携が可能か？

- 他地域や国の制度への波及は可能か？